



知っておきたい障がい福祉制度

◎障害児通所支援

「障害児通所支援」を利用する場合は、「障害児相談支援」を併せて申請し、相談支援専門員がサービスを利用する計画（サービス等利用計画）を立て、それに沿って利用していきます。利用申請に基づき調査が必要になりますので、詳しくは事前にお問い合わせください。

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導，知識技術の付与，集団生活への適応訓練，その他必要な支援 ※近隣の事業所 神原苑小野田障害デイサービスセンター (山陽小野田市大字東高泊 1915 番地 15 ☎ 84-7800)
医療型児童発達支援	児童の発達支援および治療 ※近隣の事業所 国立病院機構山口宇部医療センター (宇部市東岐波 685 ☎ 58-2300)
放課後等デイサービス	授業の終了後または学校の休業日に，生活能力向上のために必要な訓練，社会との交流の促進，その他必要な支援 ※近隣の事業所 神原苑小野田障害デイサービスセンター (山陽小野田市大字東高泊 1915 番地 15 ☎ 84-7800)
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援，その他必要な支援 ※近隣の事業所 児童発達支援センターうべつくし園 (宇部市中村三丁目 12-51 ☎ 31-7489)

◎障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターでは，就職を希望し，または在職中の障がいを持っている人を対象に，雇用，保健福祉，教育等の関係機関と連携しながら，就業およびこれに伴う日常生活，社会生活上の相談・支援を一体的に行います。

◎事業内容

- 就職に向けた準備支援（職業準備訓練，職場実習などのあっせん）
- 就職活動の支援
- 職場定着に向けた支援
- 障がいを持っている人それぞれの障がい特性に応じた雇用管理に関する事業所への助言
- 生活習慣の形成，健康管理，金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- 住居，年金，余暇活動などの地域生活および生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

◎利用方法

センターに電話または FAX にて連絡
※相談日に来所していただくか，ご自宅を訪問するなどして，ご相談に応じます。

※関係各機関との調整を行い，支援が必要と判断された人については，センターに登録していただき，支援を開始します。

◎連絡先

光栄会障害者就業・生活支援センター
(宇部市中村三丁目 10-44
☎ 39-5357 FAX 39-5359)

◎問い合わせ先 高齢障害課 (☎ 82・1170)